

(議事録)

鈴木部会長                   ただいまから第2回埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催します。  
9月6日の合同専門部会の際に労働基準部長挨拶でもご説明があったとおり、12月1日改正発行のためには、本日の専門部会において部会報告を取りまとめていただく必要がありますので、皆様よろしくをお願いいたします。また終了時刻については、十分な審議を行っていただくことは当然ですが、会場の都合などもありますので、16時30分をめぐりご審議いただければと思います。

ではまず、事務局から出席状況について報告してください。

賃金室長補佐               出席状況を報告します。公益代表委員3名、労働者代表3名、使用者代表3名、合計9名です。以上です。

鈴木部会長                   委員の3分の2以上出席という最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立しておりますことを確認いたしました。  
なお、本専門部会は、公労使三者での審議及び議事録を公開いたします。現在、傍聴者の方は何名おられますか。

賃金室長補佐               本日、傍聴者はおられません。

鈴木部会長                   承知しました。  
本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表を私が、労働者側は近藤委員、使用者側は藤本委員にお願いいたします。  
それでは、配付資料の確認と説明を事務局からお願いします。

賃金室長                   配布資料の確認と説明をいたします。  
資料No1は、本件特定最低賃金改正の申出書に添付された、賃金の最低額に関する労使協定等の一覧です。  
資料No2は、引き上げ額・引き上げ率・影響率の早見表です。これは、本年の最低賃金に関する基礎調査の結果から作成したものです。  
資料No3は、埼玉県最低賃金の一覧で、10月1日発行の埼玉県最低賃金、時間額1,028を反映したものです。  
資料No4は、令和4年10月以降の消費者物価指数の推移です。  
また、資料番号を付けておりませんが、時間額以外で定められた賃金の時間額への換算方法について、最低賃金法と同施行規則の関

係条文を抜き出したものを配布しています。

最低賃金は時間額で表示されていますが、いわゆる正社員の多くは、賃金が月額で決められているのが一般的です。また、月額の場合や、賃金の一部が出来高払いになっていることもあります。そのように時間額以外で定められている賃金額について、それが最低賃金額以上であるかを見るためには、最低賃金法施行規則第2条第1項に基づいて時間額に換算する必要があります。

前回9月6日に配布した合同専門部会で配布した労使間協定の内容をまとめた表、本専門部会に関するものは資料№1ですが、県最賃が1,028円になったことを踏まえて、改正の申し出があった全5業種すべての協定内容を改めて精査しました。申出書に添付された協定書は各事業場における賃金の最低額を月額と時間額で定めているものが多く、中には日額を併記しているものもありました。それらについて精査した結果、申出書に添付された一覧表の中に日額から時間額への換算が漏れているものがありました。本専門部会に関係する一覧、資料№1に関係する業種については日額への換算漏れはないことを確認しております。

また、この表の中で、一番低い額は1,072.00円と、端数が出ておりませんので、端数処理上の問題もございませんでした。したがって、本日ご審議いただく際の上限額は、一覧表にあるとおり、1,072円となります。

今回、各協定について精査をし直しましたが、これについては改正の必要性の有無の諮問を行う前に事務局において行うべきでした。お詫び申し上げます。資料については以上でございます。

鈴木部会長

ただ今の事務局説明について、ご質問等がありますか。

(なし)

鈴木部会長

では、議題1に移ります。本日は埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について部会長報告をまとめることを予定していますので円滑な審議に格段のご協力をお願いします。

まず、本日の協議形式についてですが、全体協議からスタートして、昨年と同様、調整が必要になったら適宜休会させていただくという進め方でよろしいでしょうか。

(異議なし)

鈴木部会長

それでは全体協議から始めます。労働側委員からご説明をお願いします。

近藤委員

労働側の主張について、説明させていただきます。

お手元に、労働者側の考え方をまとめた資料をご用意しています。

1つ目のところに、埼玉県について公開されたデータをまとめています。四角囲みにあるように、鉱工業指数等、最低賃金審議会で取り扱われて指数が大きく落ち込んでいますが、基調判断としては緩やかに持ち直しているというところもありますし、また雇用者数の過不足感につきましても3年連続で、不足が過剰を上回っており、この差が開いてきているところです。

次に2、基本的な考え方となりますが、(1)に、「特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、年齢や業務を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金である。」とあります。そのため、「地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠」とあります。

また(4)にあります。ご存じのとおり今、デジタル化、IoT、ビッグデータ、AIといった産業が世の中に変化を与えており、そういうことから、電機産業は、経済成長・社会への貢献と新たな雇用の創出に寄与することが期待されています。電機産業の継続的な発展を支えるためにも、優秀な人材を確保することが必要であることから、特定最低賃金の必要性、重要性は増していると考えます。

3は具体的な主張です。公正競争の確保という観点からも特定最低賃金の意義と必要性は高まっています。また、我々が今回提出した協定書の最低協定額は1,072円となっております。昨年と比べてプラス42円と、大きく金額が改正されています。我々の基本的な主張は、労働協約の絶対水準に一日も早く近づけることにあります。

また、今後の審議に当たっては、消費者物価の上昇についてもご考慮いただきたいです。特定最低賃金と地域別最低賃金、金額差があるとはいえ、物価上昇の波というものは、電機産業で働いている人にも等しく加わっていますので、考慮が必要だと考えています。

最後になりますが、2023春闘の賃金水準、企業内最低賃金、高卒初任給、大卒初任給が大幅に引き上げられました。とりわけ今回大きく関係する企業内最低賃金の引上げ額を資料で見ただけであればと思います。昨年度は2,167円の改善だったのが今年は6,690円という非常に大きな額になっています。もちろんこの春闘というのは、労使での認識を合わせて協議した結果となっております。企業側としても人材の獲得という観点、物価上昇の観点も踏まえ、上げるべきだという判断のもと、こういった高額の決着となったということもご紹介させていただきます。

なお、具体的な改定額については、最低協定額の1,072円に近づけるための59円を主張させていただきます。以上です。

鈴木部会長

ありがとうございます。他の労働側委員から補足はありますか。

霜垣委員 特にありません。

西牧委員 特にありません。

鈴木部会長 続いて、使用者側からご質問はありますでしょうか。

藤本委員 プラス 59 円ということですね。

近藤委員 はい。59 円プラス、時間額 1,072 円にしたいということです。

鈴木部会長 使用者側から、他のご質問はよろしいですか。  
では、使用者側からご意見をお願いします。

藤本委員 使用者側も、意見をまとめたものを用意しました。  
結論としましては、我々も賃金引き上げに応じるべきであると考えています。ただし、電機特有の、企業業績の回復傾向が鈍いということに着目していただく必要があると考えています。  
日銀短観を見ましても、前年同月比マイナス 12 ということで、比較的回復が早かった輸送等と比べても鈍く、特に、中小の業績回復は弱含みです。また、昨日発表された 7 月の機械受注につきましても、輸送機械以外の製造業は設備投資が上昇しており、我々を取り巻く海外経済の減速の影響を示しているといえます。前回配布されました業況判断 DI を見ても、いずれの指標も前年同期に対してマイナスを示しています。企業規模が小さくなるにつれて 部材高騰を価格転嫁できずに苦しんでいる状況があり、最低賃金に近い水準の事業者こそまさに資金繰りに苦慮していると言えます。地域最低賃金は物価上昇率を強く意識して検討されましたが、特定最低賃金についてこの水準以上の引上げを検討することは電機において容易ではないと考えています。  
実稼働の観点で鉱工業生産指数、この前年度比較を引用しますと、マイナス 25.1 となっておりますので、昨年度の引上率と年間比較を加味して、24 円の引上げを提案させていただきたいと思えます。時間額 1,037 円です。  
我々は、将来に向けて賃金の引上げを行っていきたいという考えは当然持っております。安定的に緩やかな上昇を検討したいということで、この水準を提案させていただきます。以上です。

鈴木部会長 ありがとうございます。他の使用者側委員から補足はありますか。

布川委員 特にありません。

鈴木委員 特にありません。

鈴木部会長 ただいまの使用者側の提案について、労働者側からご質問などはありませんか。

霜垣委員 1点確認させてください。各指標、日銀短観も業況判断のDIも前年同月比でみた場合、大きくマイナスであるというデータになっていますが、労働側と申しますか、企業としての感覚では、昨年度は半導体も含めて部品入手難ということがあった中でも、景気としてはこの業界はよかったのではないかと感じています。業績が非常に良かった昨年と、今期も部品入手難は続いている、あるいは部品の在庫調整期間に入って、なかなか景気が戻っていないということと比較した場合、大きくマイナスになるのは、ある意味当然であるとみています。ただ、対22年度ではなくて、21年度などとデータを比較した場合にはどうなっているか、疑問に感じています。

藤本委員 あくまで直近の業績で見えています。  
コロナ禍の3年間は非常に特殊な事情でしたので、遡って比較するのはなかなか難しい。直近との比較が適切だと考えます。

霜垣委員 2019年、2020年には、米中の半導体摩擦が各社の業績に影響を与えていた時期がありました。我々は、2018年の業績と比較するという見方もしているのですが、そこは掘り下げていないということでしょうか。

藤本委員 そうです。ここ数年、為替水準が大きく変動していますので、それに対する企業体力は各社ごとに異なると考えています。一般的に、円安になると電機はメリットがあると言われてたりもしますが、それは大手の輸出型企業中心の論議であって、特に埼玉の中小をイメージしたときに、円安はまったくプラスになっていないという現状があります。

霜垣委員 そうですね。

近藤委員 よろしいでしょうか。いただいた資料で景況判断DIについて触れています。私は、埼玉県の4から6月の四半期経営動向調査を見ると2023年の4から6月は、景況感マイナス39で去年の28.2より低いので、改善されているという認識でいるのですが。

藤本委員                    もちろん改善はしていますが、まだ鈍いということをお話しさせていただいています。

近藤委員                    わかりました。

藤本委員                    本来であればもっと改善していてもいいと考えていたのですが、予想以上に改善していない。直近の状況を見ても、先行きは決して明るいものではないということです。予断を許さない状況に変わりはありません。

鈴木部会長                現在のところ、労働側からプラス 59 円の 1,072 円、使用者側からプラス 24 円の 1,037 円というご提示があり、かなり開きがあります。現段階で歩み寄りについてはいかがでしょうか。

藤本委員                    乖離がありすぎて今のところは難しいです。

鈴木委員                    ここで一度休会にして、公益と労働側、公益と使用者側、それぞれと調整させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、しばらく休会といたします。

(休 会)

鈴木部会長                それでは部会を再開いたします。  
休会中、労側、使側に個別に協議をさせていただきました。  
当初、労働側からは春闘の賃上げの状況を踏まえまして、プラス 59 円、1,072 円という金額のご提示がありました。使用者側は、鉱工業生産指数等の市況を踏まえ、プラス 24 円、1,037 円という金額の提示がありました。金額の乖離がありましたので、個別協議を挟み、歩み寄りをさせていただきました。

市況としては中小企業を中心に、決して楽観視できない状況であるというお話がありました。一方、人材確保の観点からみると、賃金引き上げが必要であり、実際の春闘でもベアアップという結果が出ていると、なかなか厳しい交渉だったと思います。個別協議の結果として、プラス 42 円、1,055 円というご提示を双方からいただいているところです。

この金額について、それぞれのお立場がありますので、まず、労働側からご見解を述べていただきたいと思います。

近藤委員                    まずは、ここまでの審議に感謝申し上げます。労働側からはプラ

ス 42 円を提案します。

当初、労働側としては春闘の結果を最大限考慮していましたが、この 42 円という提案につきましては、地域別最低賃金の改定率を適用したものであり、そこから考えても産業の優位性を保てる額であると判断しています。使用者側からご説明のあった市況、中小企業が厳しい環境下にあることも踏まえ、労働側としては本来近隣県との格差是正も強く求めていきたいところではありますが、使用者側のご説明にも理解できるところが多分にありますので、42 円をギリギリのご提案とします。

鈴木部会長

次に、使用者側委員から、発言をお願いします。

藤本委員

私共の結論として、1,013 円に今年度の地域別最低賃金の改定率 4.15%をかけた 42 円の増加、時間額 1,055 円を提示するということは労働側と同じくしています。

私共からは、最初に提示した金額からこの水準まで上げるというのは、非常に思い切ったことであるという議論をさせていただきました。これは 2 年連続の非常に大きな上昇となり、昨年から 70 円増加してくることになります。ついてこられない企業を生み出しているのではないかという懸念がありますので、来年度の議論に当たっては、小規模企業がこの特定賃金についてこられているのかというデータを踏まえて検討したいというのが 1 つです。

それから、私共は、審議会で令和 3 年度に申し合わせたガイドラインについて、大切にしていきたいと考えておりますが、ガイドラインの中に 3 つの目安がございます。この 3 つを踏まえて検討していきたいと思っております。必ずしも、地域別最低賃金の上昇率を必ず上回るという考えで目安としているものではありませんので、基準よりも、市況をより意識して来年の議論に臨んでいきたいと考えております。以上です。

鈴木部会長

労使各委員の皆様、円滑な結論の取りまとめにご協力をいただき、感謝申し上げます。令和 5 年度埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具最低賃金は、引上げ額 42 円、引上げ率 4.15%、時間額 1,055 円とすることで結論に至ったということですのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは採決にはいります。

令和 5 年度の埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具最低賃金は、時間額 1,055 円、発行日は法定どおりとするについて、賛成する委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

鈴木部会長                    ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。  
事務局は部会長報告書（案）を配布して読み上げてください。

賃金室長                    (報告書（案）読み上げ)

鈴木部会長                    事務局が読み上げた部会長報告書（案）について、原案のとおり  
でよろしいでしょうか。

(異議なし)

原案のとおり、部会長報告書が承認されましたので、案を消して  
いただき、本審議会に提出することといたします。

部会結審に対して、労働基準部長よりご挨拶があります。

労働基準部長                    労働基準部長北代です。審議の当初、労使の主張に大きな隔たり  
がありましたが、双方歩み寄っていただき、また、公益委員の皆様  
には報告の取りまとめに御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今後は、10月3日の第8回本審で他の特定最低賃金と一括報告、  
審議をしていただき、答申をいただく予定としております。その後、  
異議申出、官報公示などの手続きを経て、12月1日発効を目指して  
まいります。本日はどうもありがとうございました。

鈴木部会長                    議題の2はその他ですが、まず委員の皆様から何かございますか。

鈴木（健）委員                    よろしいでしょうか。

鈴木部会長                    はい。

鈴木委員                    今回はこのような結果になりましたが、第1回部会で配布された  
国への要望に、「パートナーシップ宣言企業の増加と取り組みの効果  
について国として注視すること」と上げていただいています。

この部分は、我々中小企業にとって非常に重要なところですが、来  
年度の資料として、大企業がどれだけパートナーシップ宣言をして  
いるのかという資料を用意していただきたいです。大企業がホール  
ディングス化したあとの子会社についても、分社を隠れ蓑にせず、  
パートナーシップ宣言をしてもらいたいと思います。

また、下請中小企業振興法の振興基準ですが、その中に、決済サ  
イト60日と基準がありますので、ここを変えていただかないと。  
120日手形とか書かれると、240日後に手形を現金に換えられる。一  
方、我々が購入する部品のメーカーは全部大手企業ですから、30日、

60日で決済される。この間の資金繰り、サプライチェーンがすごく厳しいのです。中小企業の業態をしっかりと支えていかなければ、このまま最低賃金がどんどん上がって、サプライチェーンの改善が行われないと、中小企業はついていけなくなります。ですから、しっかりと国に要望していただきたい。また、次回はデータとして、どれだけの中小企業、大企業が宣言できているのか、ということを目指針として持っていただきたいです。以上です。

鈴木部会長

ありがとうございます。それでは、事務局にはパートナーシップ宣言の締結状況に関するデータの収集と共有をお願いしたいと思います。

サプライチェーン改善のために、決済の仕組みについて、中小企業の現状を踏まえて、まず認知を広げていくことが重要であること、現金のやりくりがしやすいような仕組み作りが必要であることという2点ですね。

鈴木委員

なかなか難しいかもしれませんが、そこまで言うのであれば、それが一番よいです。

コロナ禍になってから、これまで代理店や商社が間に入っていた取引が、直販になっている傾向にあります。先程お話しした通り、私の場合、取引先はだいたい上場企業になりますが、新規契約をする場合、相手方もパートナーシップ宣言を意識しておられて、だいたい「60日」「現金」と書いてある契約書が届けられます。同じような規模間の会社であっても、新規契約は同じような内容になっています。こうした状況で、契約条件を変えてくださいと交渉することは中小企業には大変難しい。もちろん、手形を変えていただければ、中小企業が一番助かると思うのですが。

そこで今、中小企業は、当たり前のように、資金が必要な時は、ファクタリングという機能、業者を使って、手形を割ります。昔は、手形を割ると、「経営は大丈夫か。」といわれましたが、今は、ファクタリングは珍しいことではありません。ただ、ファクタリングを使うと手数料がかかるため、中小企業に入ってくる利益が減ってしまいます。ですから、もちろんいいことだとは思いません。

ただ、パートナーシップの基準には60日、現金とあるのです。

鈴木部会長

実態には差がありますね。

鈴木委員

はい。

鈴木部会長

今回、このような内容を部会長報告に盛り込んでおりませんが、

本審で、藤本委員から、パートナーシップ宣言の現状についてご発言いただいてもよろしいでしょうか。

藤本委員 承知しました。

鈴木部会長 ありがとうございます。こういった制度の見直しについては、すぐにといいわけにはいかないと思いますが、声を上げていかない限りは改善されませんから、ぜひ本審でも共有したいと思います。他によろしいでしょうか。事務局からは何かありますか。

賃金室長 今後の予定について申し上げます。

10月3日午前9時30分から本審委員にご出席いただき、第8回本審を開催する予定です。この本審において、各部会報告を一括審議していただきます。その結果、答申をいただきますと、異議申出の公示を行います。異議申出があった場合は、10月19日に異議審を経て、11月1日に改正決定の官報公示を行い、効力発生は12月1日（木曜日）となる予定です。

鈴木部会長 では以上を持ちまして、本日の第2回電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具最低賃金専門部会を閉会します

— 了 —